令和元年５月10日発行（毎月10日発行）中小企業レポート通巻第510号　１部 250円

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

# 月刊 中小企業レポート

2019
5
No.510

活性化情報　長野県中小企業団体中央会

特集

## 2019年度長野県中小企業融資制度について

全店開催
お気軽にご来店ください！

# 毎週木曜日は
# いろいろ相談会

※木曜日が休業日の場合は、相談会もお休みさせていただきます。

毎週木曜日開催

**時間／午後3時～午後7時**

- 車の購入・修理、住宅資金、学費など、さまざまな資金のご相談に！
- 年金、相談、資産運用などのご相談に！

※けんしんBANKのカードをセブン銀行ATMでご利用いただく場合、108円（消費税等含む）が必要となる有料の時間帯がありますが、即時、お客さまの口座にキャッシュバックいたします。

●セブン銀行ATMは店舗により営業時間が異なります。●システムメンテナンス等によりご利用いただけない時間帯がございます。

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

けんしんBANK

2019年5月10日現在　長野県信用組合

知恵と力を合わせて信州を元気に

# 月刊 中小企業レポート

2019
5
No.510

2 **特集**
2019年度
長野県中小企業融資制度について

6 **中央会インフォメーション**

8 **全中インフォメーション**

9 **市町村のイチオシ！**
塩尻市

10 **好機逸すべからず**
有限会社吉澤物産（千曲市）
北陽建設株式会社（大町市）

12 **弁護士の話**
「消滅時効、法定利率に関する見直し」

〈表紙写真〉奈良井宿

中山道沿いに約１kmにわたって、江戸時代の町並みが続く日本最長の宿場町「奈良井宿」。

木曽十一宿の中では最も標高が高く、難所の鳥居峠を控え、多くの旅人で栄えた宿場町は「奈良井千軒」と謳われました。国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、現在では、住民の皆さんが生活しながら、その町並みを守り続けています。

特集

# 2019年度 長野県中小企業融資制度について（抜粋）

長野県では、金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆さんが安定した経営を行えるよう応援します。

## 2019年度 長野県中小企業融資制度一覧

| 資金名 | | 資金の特徴 | 貸付対象者 | 資金使途 |
|---|---|---|---|---|
| 中小企業振興資金 | 一般枠 | 事業資金をスピーディーに調達 | 経営の安定又は合理化のために資金を必要とする方 | 設備<br>運転 |
| | 短期継続融資枠 | | 恒常的に必要な運転資金を継続して調達しようとする方<br>◇恒常的に必要な運転資金（正常運転資金）＝「売上債権＋棚卸資産－買入債務」<br>◇返済期日に正常運転資金の範囲内で借換継続申込が可能な資金 | 運転 |
| | しあわせ信州創造枠 | | 上記２資金（枠）を利用する方で、次のいずれかの制度の認証又は認定を受けた方<br>◇「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証<br>◇「消防団協力事業所表示制度」認定<br>◇「健康経営優良法人認定制度」認定 | |
| | 創業枠 新設 | | 創業等関連保証又は創業関連保証を利用する方 | 設備<br>運転 |
| 小規模企業発展資金 新設 | | 小規模企業者が成長・発展するために資金を調達 | 成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者（※）の方で、小口零細企業保証を利用する方<br>※小規模企業者：従業員が20人（宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は５人）以下の企業 | 設備<br>運転 |
| 経営健全化支援資金 | 経営安定対策 | 売上の減少<br>取引先の倒産<br>防災・安全対策<br>災害　等により<br>必要となった<br>資金を調達 | (1) セーフティネット保証５号・７号・８号に該当する方<br>(2) 経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方<br>ア　最近３か月間の売上高又は売上高経常利益率（収益性）が前年同期に比べ５％以上減少<br>イ　直近決算期の収益性が１期又は２期前に比べ減少 | 設備<br>運転 |
| | 特別経営安定対策 | | (1) セーフティネット保証１～４号・６号に該当する方<br>(2) 取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する方<br>(3) 東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する方<br>(4) 経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方<br>ア　急激な為替相場の変動の影響又は消費税率引上げに伴う経営環境の悪化により、最近３か月のうちいずれか１か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ５％以上減少<br>イ　災害の影響を受け、災害発生後２か月のうち１か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ５％以上減少 | |
| | 防災・安全対策 拡大 | | (1) 事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方<br>(2) 旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方<br>(3) 石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方<br>(4) 事業継続計画（BCP）を策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方<br>(5) 節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方 | 設備<br>運転 |
| | 災害対策 | | 暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）を受けた方 | 設備<br>運転 |

※この掲載内容は、2019年４月現在の長野県中小企業融資制度を抜粋して掲載しています。詳細につきましては、本会指導員又は長野県産業労働部産業立地・経営支援課までお問い合わせください。なお、最新の内容は県ホームページ等でもご確認いただけます。

長野県産業労働部　産業立地・経営支援課
（長野県庁５階　TEL026－235－7200）

| 貸付限度 | 貸付期間上限<br>（　）内は<br>土地・建物等 | 貸付利率<br>（年率） | 信用保証料率<br>（※自己負担分） | 資金のポイント |
|---|---|---|---|---|
| 1億円 | 7年（15年）<br><据置１年> | 2.1% | 2.2%以内<br>（全額自己負担） | ◇**スピーディーな調達**が可能<br>◇既存**県制度融資の借換**が可能<br>※借換後の貸付期間は1年以上となる。短期資金への借換は短期継続融資枠を利用 |
| 5,000万円 | 5年［借換10年］<br><据置6か月><br><借換は据置1年> | 1年以内<br>1.8% | | |
| 3,000万円 | 1年 | 1.8% | | ◇**毎月の返済が不要**<br>◇申込中小企業者との間に与信取引が3年以上ある金融機関で申込が可能<br>◇原則、直近決算における正常運転資金額を上限とする<br>◇貸借対照表未作成の方は月売上高の2か月分を上限とする<br>◇返済期日に算出した正常運転資金額が借入残高を下回った場合、算出した正常運転資金額の範囲内で借換可能 |
| | | 上記資金（枠）の利率から▲0.2% | | ◇各認証等を取得している企業は**貸付利率を引下げ** |
| 設備・運転の合計で<br>3,500万円 | 10年<br><据置１年> | 1.1% | 0.8%以内<br>（全額自己負担） | ◇**創業者向け**資金の**選択肢が拡大**（迅速な資金調達）<br>◇**創業等関連保証、創業関連保証**のみ対象<br>◇信州創生推進資金（創業支援向け）との合計で、最大5,500万円が貸付限度 |
| | 5年<br><据置１年> | | | |
| 設備・運転の合計で<br>2,000万円 | 10年<br><据置１年> | 1.9% | 0.44%以内 | ◇**小口零細企業保証**の対象者が利用可能<br>◇**設備・運転合算で2,000万円まで利用可能**（申込金額を含む保証協会利用残高が2,000万円の範囲内）<br>◇既存県制度融資のうち**創業支援向け、小規模企業向けの借換が可能（借換後も保証料補給あり）** |
| | 5年［借換7年］<br><据置6か月><br><借換は据置1年> | | | |
| 6,000万円<br>8,000万円 | 10年<br><据置1年><br>7年［借換10年］<br><据置1年> | 1.9% | 0.44%以内<br>セーフティネット保証等利用の場合自己負担無し | ◇経営安定対策及び特別経営安定対策の**貸付対象者を整理**<br>◇**消費税引上げに伴い経営環境が悪化している方**を、特別経営安定対策の貸付対象者に追加<br>◇**信用保証料の自己負担無し**（セーフティネット保証の場合）<br>◇**保証料補給のある既存県制度融資の借換が可能（借換後も保証料補給あり）**<br>◇東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証を利用する方の利率を優遇（1.3%）<br>◇経済変動等の「最近３か月」とは、４月申込みの場合、１～３月、12～２月、11～１月の期間のうち、試算表等で売上高を確認できる期間で最も申込日に近い期間とする |
| | | 1.6%<br>貸付対象者（3）は1.3% | | |
| 1億5,000万円 | 10年（15年）<br><据置2年> | 1.9% | | ◇耐震補強工事を行う場合は、事業用部分のみが貸付対象<br>◇機械転倒防止対策を行う場合、新規設備購入及びそれに伴う据付は貸付対象外<br>◇貸付対象者(3)の方は、施設の新築増築に伴うものは貸付対象外<br>◇貸付対象者(5)の方は、自社で使用する電力に係る節電・省エネ設備が対象<br>※売電事業を行うための設備は次世代産業向けの対象 |
| 3,000万円 | 7年<br><据置1年> | | | |
| 3,000万円 | 10年（15年）<br><据置1年> | 1.1% | | ◇災害により事業活動に支障が生じている中小企業者が、設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために必要な設備資金、運転資金が貸付対象となる |
| 3,000万円 | 7年<br><据置1年> | | | |

| 資金名 | | 資金の特徴 | 貸付対象者 | 資金使途 |
|---|---|---|---|---|
| 信州創生推進資金 | 創業支援向け<br>拡大 | 創業前後の事業資金を調達 | 下記のいずれかに該当する方<br>(1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方<br>(2) 創業した日から５年未満である方<br>(3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から５年未満の会社 | 設備<br>運転 |
| | | | (4) 上記のうち、イノベーティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける方（イノベーティブ枠） | |
| | 事業承継向け<br>新設 | 事業承継のために資金を調達 | (1) 既存事業を譲り受け、事業継続しようとする方<br>(2) 事業引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方<br>(3) 経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方<br>(4) 事業を譲り受けてから５年未満で当該事業の拡大を行おうとする方 | 設備<br>運転 |
| | 事業展開向け | 経営力向上計画経営革新計画に基づき資金調達<br>新製品の開発事業の多角化のために資金調達 | (1) 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方<br>(2) 事業転換又は新分野進出により、経営の多角化を図ろうとする方<br>(3) AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行おうとする方又はAI・IoT・ロボットを用いた設備を導入し生産性向上を図ろうとする方 | 設備<br>運転 |
| | 地域活性化向け<br>拡大 | 地域を活性化する取組に係る資金調達 | (1) 商店街の空き店舗に出店しようとする方及び出店後1年以内の方<br>(2) 県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方<br>(3) 観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方<br>(4) 障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方<br>(5)「からだに優しい食品」（機能性表示食品など）を製造する方 | 設備<br>運転 |
| | 企業立地向け | 工場等の新設・移転や設備の更新・増強のために資金調達 | (1) 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする方<br>(2) ICT産業等立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする方 | 設備 |
| | | | (3) 工業団地内の工場等に新たに１千万円以上の設備を導入しようとする方<br>(4) 県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方 | 設備<br>運転 |
| | 次世代産業向け | 次世代産業に参入するために資金調達 | (1) 環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方 | 設備<br>運転 |
| | | | (2)上記(1)のうち、試作開発等から資金回収まで相応の期間を要する下記の方<br>・航空宇宙産業に係る製品を製造する方<br>・医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方<br>・再生可能エネルギー発電業に取り組む方（太陽光発電を除く） | 設備<br>運転 |
| | 海外展開向け | 海外への事業展開のために資金調達 | 県内に本社機能を有する方で、海外へ事業展開を図ろうとする方 | 設備<br>運転 |
| 経営改善サポート資金 | | 外部の専門家の支援を受け、経営基盤を強化するために資金調達 | 経営サポート会議による検討や中小企業再生支援協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方で事業再生計画実施関連保証を利用する方 | 設備<br>運転 |

| 貸付限度 | 貸付期間上限<br>(　)内は<br>土地・建物等 | 貸付利率<br>(年率) | 信用保証料率<br>(※自己負担分) | 資金のポイント |
|---|---|---|---|---|
| 3,500万円 | 10年<br><据置1年> | 1.1% | 0.44%以内<br>(創業関連保証・創業等関連保証利用の場合自己負担無し) | ◇**創業後５年未満**の方も貸付対象<br>◇**信用保証料の自己負担無し**（創業等関連保証、創業関連保証の場合。法人成りの場合は自己負担あり）<br>◇**イノベーティブ枠**は**利率優遇**（1.0%）<br>◇貸付対象者(1)の方は、設備・運転の合計で、2,000万円+自己資金の範囲内で1,500万円の最大3,500万円が貸付限度<br>◇中小企業振興資金（創業枠）との合計で、最大5,500万円が貸付限度 |
| 2,000万円 | 5年<br><据置1年> | | | |
| | | 1.0% | | |
| 1億5,000万円 | 10年(15年)<br><据置1年> | 1.1% | 0.44%以内<br>(経営革新関連保証、経営力向上関連保証等利用の場合自己負担無し) | ◇**事業承継後５年未満**の方も貸付対象<br>◇**経営承継円滑化法上の認定を受けた方**（中小企業者の代表者個人(予定者含む)等）を貸付対象者に追加 |
| 3,000万円 | 7年<br><据置1年> | | | |
| 1億5,000万円 | 10年(15年)<br><据置1年> | 1.7%<br>貸付対象者(3)は1.4% | | ◇**経営革新計画**の承認、**経営力向上計画**の認定を受けた方は、当該計画の添付により、事業計画書の添付を省略可能<br>◇AI･IoT･ロボットに関連した研究開発等やAI･IoT･ロボットを用いた設備を導入する方の利率を優遇　(1.4%) |
| 3,000万円 | 7年<br><据置1年> | | | |
| 1億5,000万円 | 10年(15年)<br><据置1年> | 1.7%<br>貸付対象者(2)のうち伝統的工芸品を製造する方及び(5)の方は1.4% | | ◇**宿泊施設のリニューアル**や**観光需要に対応した環境整備**（Wi-Fi 環境整備等）を行う方を貸付対象者に追加<br>◇「からだに優しい食品」を製造する方の利率を優遇　(1.4%)<br>◇貸付対象者(4)の方は、施設の新築に伴うものは対象外 |
| 3,000万円 | 5年<br><据置1年> | | | |
| 3億円 | 15年<br><据置3年> | 1.4% | | ◇**工業団地へ新設・移転・設備導入等**を推進<br>◇土地取得又は造成費用について貸付を受けた場合は、原則1年以内に建物の工事に着工すること<br>※地方公共団体等と立地にかかる契約に特別の定めがある場合は、その期間内に建物の工事に着工、操業をすること |
| 1億5,000万円 | 10年(15年)<br><据置2年> | | | |
| 3,000万円 | 7年<br><据置1年> | | | |
| 1億円 | 10年(15年)<br><据置2年> | 1.4% | | ◇再生可能エネルギー発電業に取り組む方は、資金回収まで相応の期間を要する方の対象<br>※売電事業を行う方は貸付対象者(1)の対象<br>◇貸付対象者(1)の事業転換又は新規参入後間もない方とは、進出後5年未満の方<br>◇貸付対象者(2)のうち航空宇宙産業及び**次世代自動車関連産業**に係る製品を製造する方は進出後5年以降でも利用可能 |
| 3,000万円 | 7年<br><据置1年> | | | |
| 1億5,000万円 | 15年(18年)<br><据置5年> | | | |
| 5,000万円 | 12年<br><据置5年> | | | |
| 1億円 | 10年(15年)<br><据置1年> | 1.9% | 1.32%以内 | ◇現在の事業の縮小、県内事務所の閉鎖、従業員の雇用調整を伴わないものが対象 |
| 3,000万円 | 5年<br><据置1年> | | | |
| 設備・運転の合計で<br>1億5,000万円 | 15年<br><据置1年> | 1.6% | 自己負担無し | ◇**事業再生計画の実施に必要な資金が貸付対象**<br>◇**信用保証料の自己負担無し**<br>◇既存県制度融資の借換が可能<br>◇事業再生計画の精査に時間を要する場合がある |

# 長野県の伝統的工芸品に新たに指定

## ～小沼ほうき振興会、長野県花火組合、長野県建具協同組合～

３月22日、長野県知事が指定する長野県伝統的工芸品に「小沼箒」、「長野県手作り打上花火」、「信州組子細工」の３件が新たに指定され、合計21件となりました。

| 小沼ほうき振興会 | | | |
|---|---|---|---|
| 伝統的工芸品名 | 小沼箒 | 製造地域 | 飯山市 |

明治初年から生産が行われ、豪雪地帯の当地において冬期間の出稼ぎに出られない人々によって手仕事で作られ副業の地位を占めました。

最盛期は昭和20年代から30年代で２～３軒の家が共同で持つ「ほうき小屋」と呼ばれる共同作業所が10数か所あり、ひと冬に３万本以上を生産しました。

小沼箒はスキー場や旅館でも愛用され、その技法は学校の授業に取り入れられるなど、地域ぐるみで生産と販売に取り組んでいます。

| 長野県花火組合 | | | |
|---|---|---|---|
| 伝統的工芸品名 | 長野県手作り打上花火 | 製造地域 | 長野県全域 |

約300年前の江戸時代に飯田市で奉納花火が始まり、この頃から県内の神社の祭事に合わせて奉納花火が行われるようになりました。

昭和初期には長野市の青木儀作氏が煙火玉に玉込めを二重にした「八重芯菊花火」を国内で初めて開発・完成させ、長野県独自の煙火として全国的にも有名になりました。

昭和25年に長野県花火組合が活動を開始し、長野冬季五輪大会開会式で花火打上げを行うなど活発な活動を展開しています。

| 長野県建具協同組合 | | | |
|---|---|---|---|
| 伝統的工芸品名 | 信州組子細工 | 製造地域 | 長野県全域 |

組子細工は手作業で木片をつなぎ合わせる精巧な木工細工で、江戸時代以前から神社仏閣等に使用されてきましたが、県内では明治時代以降建具業が専門化し、旅館や一般家庭にも障子や欄間等で使用されるようになりました。

昭和45年に長野県建具協同組合が設立されると携わる職人も増え、県内の組子技術は飛躍的に発展しました。

住宅様式が変化する昨今、内装用の木製建具を手がける職人の技術伝承と品質向上に取り組んでいます。

# 中小企業連携プロジェクトを支援します

## ～2019年度 中小企業組合等課題対応支援事業～

本事業では、環境変化等に対応するため、単独では解決困難な諸テーマ（新たな活路開拓・付加価値の創造、既存事業分野の活力向上・新陳代謝、取引力の強化、情報化の促進、技術・技能の継承、海外展開戦略、各種リスク対策等）について、中小企業連携グループ※が改善・解決を目指すプロジェクトを支援します。

※本事業の支援対象は、中小企業組合（事業協同組合、商工組合、企業組合等）を中心とした中小企業の連携グループです。

### 1．中小企業組合等活路開拓事業（展示会等出展・開催事業を含む）

中小企業連携グループが、自らまたはメンバーの新たな活路を見いだすための様々なプロジェクトを支援します。以下の類型のプロジェクトを実施することができます。

○調 査 研 究 型：新分野に進出するための調査・研究、将来ビジョンの策定
○実　現　化　型：構想やビジョンをカタチにするため、試作開発や実証実験を通じて、実用化・具現化しようとするもの等
○展示会等求評型：試作品や新製品を国内・海外の展示会等に出展、または開催して販路開拓戦略を構築するもの等

※これらの類型を組み合わせて実施することにより、さらに効果的なものとすることも可能です。

**＜補助金額等＞**

補 助 率：補助対象経費総額の10分の６以内
補助金額（消費税等抜き）：①中小企業組合等活路開拓事業
A型（上限）2,000万円　　B型（上限）1,158万8千円　（下限）100万円

※A型は、補助金申請予定額が1,158万８千円を超え、なおかつ事業終了後３年間以内に組合または組合員の「売上高が10％以上増加することが見込まれる」または「コストが10％以上削減されることが見込まれる」事業に限ります。

②展示会等出展・開催事業　（上限）500万円

### 2．組合等情報ネットワークシステム等開発事業

中小企業連携グループやメンバーの活路開拓に資する情報システム開発等に係るプロジェクトを支援します。①基本計画策定事業または②情報システム構築事業のいずれかを実施することができます。

①基 本 計 画 策 定 事 業：情報ネットワークシステムを構築する前提となる組合事業等の業務分析、計画立案、RFP（提案依頼書）策定等の調査研究のためのプロジェクト
②情報システム構築事業：情報ネットワークシステムの構築、メンバー向け業務用アプリケーションシステムの開発、普及のためのプロジェクト

**＜補助金額等＞**

補 助 率：補助対象経費総額の10分の６以内
補助金額（消費税等抜き）：A型（上限）2,000万円　　B型（上限）1,158万8千円　（下限）100万円

※A型は、補助金申請予定額が1,158万８千円を超え、なおかつ事業終了後３年間以内に組合または組合員の「売上高が10％以上増加することが見込まれる」または「コストが10％以上削減されることが見込まれる」事業に限ります。

**【募集期間】　平成31年４月１日（月）～令和元年７月１日（月）**
**○第２次締切：令和元年５月８日（水）～７月１日（月）（消印有効）**
※予算枠に達した時点で終了となります。

**詳細は、全国中小企業団体中央会のホームページをご確認いただくか、本会指導員にご相談ください。**
**全国中央会URL　https://www.chuokai.or.jp/josei/kadai/kadaitaiou-index-v4.html**

中央会　課題対応　検索

## ●日本労働組合総連合会（連合）との懇談会を開催

全国中央会は、３月14日、ANAインターコンチネンタルホテル東京において日本労働組合総連合会（連合）との懇談会を開催し、取引の適正化等に向けて意見交換を行い、引き続き連携して取り組むことを確認しました。

本会からは、大村会長、森副会長をはじめ正副会長等12名、連合からは神津会長ほか12名の幹部が出席しました。

髙橋専務理事の進行により、櫛引副会長（青森県中央会会長）から「取引力の強化に向けた取組み等」について報告が行われたのち、ネット取引を含めた取引環境等について意見交換が行われました。

神津連合会長（左）と大村全中会長（右）

服部副会長（愛媛県中央会会長）からは10連休中に月末と月初の業務集中への対応について、小正副会長（鹿児島県中央会会長）からは卸売業界や地域の実情に基づいた物流負担の問題等について活発な意見交換が行われました。

最後に、大村会長が、本件について各ブロック中央会の会長会議などの機会を通じて、「共同宣言」に基づき、ネットを含めた取引の適正化等に向けて地域での連携促進を図っていくことを表明し、閉会しました。

## ●自民党の中小企業・小規模事業者政策調査会中小企業金融のあり方検討小委員会にて意見陳述

石川金融専門副委員長（埼玉県中央会副会長）は、３月19日、自由民主党の中小企業・小規模事業者政策調査会中小企業金融のあり方検討小委員会に出席しました。石川金融専門副委員長は、中小・小規模事業者が円滑に事業承継を行うにあたって、経営者保証が最大の課題の一つとなっていることを具体的に説明したうえで、金融機関が企業ごとに経営者保証の要否をしっかりと見極めることによって、形式的な経営者保証を廃止すべきであること等を陳述しました。

意見陳述する石川金融専門副委員長

第14回
市町村のイチオシ!

信州ならではの特色ある市町村のイチオシをご紹介します。

塩尻市章
（昭和34年5月10日制定）

Shiojiri City
塩尻市

shiojiri
いきいき満彩 信州しおじり

# おいしい魅力が満載　塩尻市

## 【塩尻が発祥「元祖 山賊焼」】

鶏肉を１枚丸ごとニンニクたっぷりのしょうゆだれに漬け込み、豪快に揚げる「山賊焼」。

山賊焼という名前の由来は諸説あり、骨付きの肉をお客さんがほおばる姿と、映画「七人の侍」で山賊が肉をほおばる姿が似ていたことや、山賊は物を「取り上げる」から「鳥揚げる」と語呂合わせをしたことなどからその名が付いたと言われています。

昭和30年代は、揚げ物が一般的な食べ物ではなく、鶏肉が貴重で少量しか手に入らなかったため、地酒を２合注文しないと食べられませんでした。

現在では、山賊焼は中信地域に広まり、伝統を守りつつ各店舗でオリジナルの山賊焼が作られるなど、塩尻発祥の郷土料理として多くの方に親しまれています。

## 【そば切り発祥の里 塩尻】

今では、そばといえば麺食として食べることが一般的ですが、古くは団子状にして食べたりしていたと考えられています。「そば切り」と呼ばれる麺食としてのそばが普及したのは、江戸時代頃と言われており、発祥の地については諸説ありますが、1706年（宝永３年）出版の「本朝文選」（再版時に「風俗文選」に改題）で、「蕎麦切といつぱ、もと信濃國、本山宿より出て、あまねく國々にもてはやされける…」と記述されており、そば切りは、中山道本山宿から全国に広がったと伝えられています。

そば切り発祥の里として、毎年、市内のそば店を巡るスタンプラリーや地酒とそばを味わう会などのイベントを開催しています。

## 【塩尻生まれ、世界品質ワイン】

塩尻市でぶどう栽培が始まったのは1890年（明治23年）。それから約100年後の1989年（平成元年）、ここ塩尻の桔梗ヶ原で育ったメルローから造られたワインが、権威ある国際ワインコンクールで大金賞を受賞し、世界を、そして、日本をあっと驚かせました。

塩尻市内には、伝統のナイアガラ、誇りのメルロー、気鋭のカベルネなど、さまざまなぶどうの個性を引き出すワイナリーがあり、100年続く老舗もあれば、つい最近、ぶどう畑を耕しはじめ、ワイナリーを開業した個人醸造家もいます。多彩なワイナリーと出会えるのも塩尻ならではの魅力です。

塩尻市は、高度な加工技術を持つ企業が多く立地し、製造品出荷額等は県内第１位です。また、400有余年もの伝統を持つ木曽漆器や、良質なブドウから生み出される芳醇なワインなどの地場産業も魅力です。

「子育てしたくなるまち日本一」を目指した諸施策の取り組みをはじめ、今後も元気な地方都市として内外に選ばれる地域であり続けるために、新たなまちづくりに果敢に挑戦してまいります。

塩尻市長　**小口　利幸**

# 好機逃すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.135

## 有限会社吉澤物産（千曲市）

## キノコと人にやさしい環境づくりで、作業負担軽減と生産効率アップを実現。

省力化を実現したダンボール積み上げ機

### ブナシメジで業界有数の売上高

吉澤物産のブナシメジ商品

松代は知る人ぞ知る「えのき茸発祥の地」。近隣の千曲市で吉澤物産は昭和35年にいち早くキノコづくりに着手しました。昭和38年には本格的なエノキダケ栽培の会社として創業し、昭和年代はずっとエノキダケを栽培。平成元年からブナシメジ栽培に参入し、平成３年からはブナシメジだけを栽培するようになりました。エノキダケからブナシメジへと生産体制を大きく転換したのです。その理由のひとつはエノキダケが全国で量産されるようになり、価格競争が激しくなったこと。もうひとつの理由は、労働環境の面で、ブナシメジのほうが「人にやさしい」から。

「エノキダケの栽培では生育に必要な温度が４度から５度。かたやブナシメジは15度くらいですから、夏は涼しく冬は暖かい環境。働く人間にとっても働きやすい環境です」と吉澤恒好会長は話します。このような「人を大切にする」基本方針とその後の経営努力によって、いまやその生産量は年間１千トン以上。売上も３億５千万円を越えており、キノコ業界有数の企業として知られるようになりました。

しかも、これだけの売上規模でありながら社員数は25名。長く勤めている女性の社員が多く、平均年齢の高齢化も進む中、作業負担の軽減と生産性向上の両立が大きな課題となっていました。

### 省力化で人材を有効活用

今回、同社がものづくり補助金を活用したのは、キノコ工場における複数の省力化設備の導入でした。

同社の生産現場には、約10キログラムの栽培コンテナを積上げたり下ろしたり、といった体力の必要な作業シーンがあります。それが高齢者や女性の社員にとって少なからぬ負担となり、安定雇用を阻害する要因でもありました。そこで、今回、数種類の省力化機械をオーダーメイドで開発し、作業プロセスに投入。これによって、２人の人員が必要な作業でも１人でこなせるようになる等、省力化と効率化を大きく実現することができました。

「人が荷物を持たなくても機械が運んでくれる。導入前とあとでは、全然、体力の負担が違います」と補助事業の責任者でもある氷熊雅通副工場長は胸を張ります。さらに「この省力化による余剰人員を生産から包装工程に配置転換することで、厳密な計量実施が可能になり、これまでの製品ロスが大幅に減少しました」。これも当初の省力化計画の目標に掲げた通りです。

また、ものづくり補助金を受けたということで、キノコ業界で注目を集め、見学に訪れる方も増えたそうです。

「キノコ業界にはまだまだ改善の余地があります。当社は、小さいながらも最先端でありたいですね。大手には負けない手づくりのアイデアで勝負できればと思います。それと自社ブランドの確立も将来的に大きな課題です」と氷熊副工場長。同社は、競争力のさらなる向上を目指しています。

コンテナに入ったブナシメジ

**有限会社吉澤物産**

代　　表　代表取締役会長　吉澤恒好
創　　業　1963（昭和38）年　創業
資 本 金　500万円
従業員数　28名
本　　社　千曲市大字土口510
　　TEL.026-272-0347　FAX.026-274-5107
事業内容　ブナシメジ培養・栽培・販売

## 北陽建設株式会社（大町市）

# 時代の変化やお客様のニーズを捉え、新製品開発で土木の課題解決。

落石の実証実験を何度も実施

### コンサルタントから施工まで一貫体制

グラウンドアンカーによる地すべり対策工事

昭和５年創業、北沢組から北陽建設に社名変更したのが昭和49年。建設業として長い歴史を持つ会社です。同社の特徴は、土木工事部門とコンサルタント部門を持ち、総合的な視野で、土木建設業を展開しているところです。

土木工事部門では、道路や橋梁、砂防ダム工事はもちろんのこと、雪崩対策や地すべり対策など特殊工事の分野を得意としています。

コンサルタント部門では地表踏査・ボーリング調査･物理探査などさまざまな手法を駆使しつつ、地盤の状況を探り、地域防災の調査・設計も手がけています。

本社は大町市ですが、営業エリアは長野県全域にとどまらず、静岡県と岐阜県にそれぞれ２つの営業所を構え、広範囲に仕事を展開しています。

「長野県内の中小企業としては、コンサルタント業務から施工までを一貫して行う建設会社は数少ないと思います。特に我社の強みは、地すべりなどの防災に関わること。土石流センサーや防災に関する特殊な製品も扱っていますから、それを設置できるか打診されたり、防災の初動から声をかけられることも多いですね」と原滋俊社長は話します。さらに特殊工事では安全が第一優先ですから、時代によって要求される基準が変わることもあるそうです。たとえば道路脇に設置される落石防護柵の場合、近年の落石災害の実情より、従来の柵の高さ150cmから最低200cmへと防災基準が変更されました。しかも、ハイレベルな耐衝撃性や施工性が求められています。

### 落石を防ぐ柵に独自のアイデアを投入

今回のものづくり補助金は、このような時代のニーズに応えるべく新たな落石防護柵の開発事業に活用されました。同社では開発に着手してから数多くのトライを積み重ね、４年という年月をかけて、新製品の開発に成功しました。要求基準をすべてクリアするのはもちろんのこと、ゴム緩衝材など独自のアイデアを盛り込み、「TFバリア」という製品名で売込みをかけています。開発リーダーを任された技術管理室の桜井哲弥課長は次のように話します。

「TFバリアはものづくり補助金と協力会社のあと押しもあり、ようやく完成にこぎつけました。差別化ポイントのひとつは、既存のブロック積擁壁を活かしながら、その前側に『くの字』型に支柱を設置する構造です。これによってスピーディな施工が実現できるとともに、その際の通行規制も最小限に抑えられ、お客様のニーズに確実に応えることができました」。業界誌の表紙に施工事例が取り上げられたり、実際に現場での評判も良好です。

「最近お客様からの要望が多数寄せられ、当社の可能性に対して期待されていると感じます。そういうニーズや課題に応えつつ、新たな開発も進めていきたいと思います。今の時代、次の準備をしていかないと継続成長は見込めません。そして、

TFバリア完成（高山村 七味温泉入口）

（誰にも真似ができない）調査・設計から施工までという当社の強みを更に伸ばしていきたいですね」と原社長は熱く語りました。

**北陽建設株式会社**

代　　表　代表取締役社長　原　滋俊
設　　立　1974（昭和49）年
資 本 金　8,000万円
従業員数　171名
本　　社　大町市社5377番地
　　TEL.0261-22-1155　FAX.0261-22-9562
事業内容　総合建設業

# 弁護士の話

# 消滅時効、法定利率に関する見直し

弁護士 小 林 和 彰（長野市）

1　前回のコラムにおいて、民法（債権関係）の重要な改正点として、①消滅時効に関する見直し、②法定利率に関する見直し、③保証に関する見直し、④債権譲渡に関する見直し、⑤約款（定型約款）に関する規定の新設の５つであることが紹介されました。今回のコラムでは、このうち①の消滅時効に関する見直しと②の法定利率に関する見直しについて取り上げます。特に、消滅時効に関する見直しは、中小企業の債権管理・回収に影響しますので重要です。

2　消滅時効に関する見直しについて

⑴　債権の消滅時効期間が統一されます。

工事の設計、施工又は管理を業とする者の工事に関する債権は３年（旧民法170条２号）、生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権は２年（旧民法173条１号）、旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権は１年（旧民法174条４号）など、いわゆる短期消滅時効といって、業種によって債権の消滅時効期間が異なることがありました（旧民法170～174条）。

新民法では、この短期消滅時効が廃止され、また、５年とされていた商事消滅時効（旧商法522条）も廃止されます。

その結果、債権の消滅時効期間は、後記⑵で述べるとおり原則として５年と統一されます。

業種によっては、債権の消滅時効期間が長くなりますが、時間の経過によって債権回収が難しくなることもありますので、注意が必要です。

⑵　消滅時効期間の起算点に主観的起算点が導入されます。

旧民法における消滅時効の起算点は、権利を行使することができる時からとされていました（旧民法166条１項）。

新民法では、①債権者が権利を行使することができることを知った時から５年間（主観的起算点）、②権利を行使することができる時から10年間（客観的起算点）のいずれか早い方を起算点とすることになります（新民法166条１項）。

商取引に基づく債権は、権利行使できることを知らないケースはないと思いますので、通常、主観的起算点と客観的起算点は一致し、消滅時効期間は５年となります。

⑶　時効の中断、停止の用語が整理されます。

これまでにも、「時効の中断」、「時効の停止」という用語を聞いたことがあると思います。

時効の中断という用語には、「時効の完成が猶予される効果」と「新たな時効の進行（時効期間のリセット）」という２つの効果があるため、これを「時効の完成猶予」と「時効の更新」という用語に整理することにしました。なお、従前の時効の停止は、時効の完成猶予に分類されます。

今後は、時効の中断、時効の停止という用語は使用されなくなりますので、注意が必要です。

⑷　時効の完成猶予（時効の停止）に関する規定が見直されます。

ア　天災等による完成猶予期間の伸長（新民法161条）

債権の時効期間の満了間際に天災等が発生し、訴えの提起ができない、内容証明郵便を送付できない等の事態が生じるおそれもあります。旧民法では、障害が消滅した時から２週間は時効の完成が猶予されていましたが（旧民法161条）、新民法では３か月まで伸長されます。

イ　協議を行う旨の合意による事項の完成猶予制度の新設（新民法151条）

当事者が紛争解決に向けて裁判所を介さずに任意で協議をし、解決策を模索している中で、消滅時効期間が迫っている場合があります。このような場合、債権者側とすれば、せっかく解決に向けて協議をしているのに、時効の完成猶予や時効の更新の効力を得たいがために内容証明郵便を送付して催告したり、訴訟提起することは躊躇されるところです。

新民法では、このような場合に、書面で権利についての協議を行う旨の合意をすることで時効の完成猶予を認める制度が新設されます。なお、書面での合意が必須となりますので、注意が必要です。

3　法定利率に関する見直しについて

旧民法における法定利率は年５％（旧民法404条）、商事取引では年６％（旧商法514条）と定められていました。昨今の低金利からすると、これらの利率は市中金利を大きく上回る状況でした。

新民法では、５％ないし６％と固定されていた法定利率に変動制を導入することになりました（新民法404条）。なお、これに伴い、商事法定利率も廃止されます。

具体的には、⑴新民法施行当初は、年３％でスタートする（同条２項）、⑵３年毎に利率を見直す（同条３項）、⑶見直しにあたっては、当期の基準割合（過去５年間の短期貸付け平均利率の平均値）と法定利率に変動があった期のうち直近のものにおける基準割合とを比較し、１％以上変動した場合には、１％単位で法定利率を増減する（同条4、５項）、⑷なお、基準割合は法務大臣が告示する（同条５項）ことになります。

また、適用される利率について、別段の意思表示がないときは、利息が生じた最初の時点における法定利率となります（新民法404条１項）。

中小企業における商取引においては、任意の利率を定めることが多いため、法定利率が適用されるケースは少ないかもしれませんが、新民法下では、変動制の法定利率が適用され、利息が生じた最初の時点によって法定利率が異なるようになりますので、注意が必要です。

4　次回のコラムは、保証に関する見直しを取り上げる予定です。保証に関する見直しも大きく改正がなされる分野ですので、是非ご覧ください。

# 「キャリアアップ助成金」が平成31年4月1日から一部拡充されました！

厚生年金保険・健康保険の適用拡大に伴って、対象となる労働者の処遇改善を行った事業主に対して支給される「キャリアアップ助成金」の以下の２コースについて、平成31年4月1日実施分から拡充対象となります。

## 短時間労働者労働時間延長コース

有期契約労働者等の週所定労働時間を延長し、社会保険を新たに適用した場合に助成（平成31年度までは、５時間未満延長でも、基本給を一定額以上昇給していれば助成対象となります。）

**拡充１　1人当たり支給額が増額されました！**

**拡充２　支給申請上限人数が15人から45人に拡充されました！**

## 選択的適用拡大導入時処遇改善コース

選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合に助成（本コースは平成31年度までで終了します。）

**拡充１　1人当たり支給額が増額されました！**

**拡充２　支給申請上限人数が30人から45人に拡充されました！**

※各コースを活用することによって、労働者の皆さんの手取り収入の減少を防ぐと同時に、将来の年金等の受給額が増額されるだけでなく、事業主のみなさまにとっても人手不足や人材確保の対策となるなど、労使双方にメリットがあります！

※処遇改善前にキャリアアップ計画書の提出が必要になるなど、助成金受給にあたっては一定の条件があります。詳しくは最寄りの都道府県労働局やハローワークにお尋ねください。

(厚生労働省HP)https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

※社会保険の適用に関する相談やお問い合わせについては、最寄りの年金事務所にお尋ねください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

# 長野労働局からのお知らせ

労働基準部健康安全課

# STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼります。平成30年においては、４日以上仕事を休んだ人は、1,100人を超えました。

厚生労働省では、労働災害防止団体などとの連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、熱中症予防への取組を進めましょう！

**●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで　準備期間：平成31年4月　重点取組期間：令和元年７月、８月**

| 平成31年4月<br>準備期間 | 令和元年５月 | 6月 | 7月<br>重点取組期間 | 8月<br>重点取組期間 | 9月 |
|---|---|---|---|---|---|

**各期間中に事業場で実施すべき事項は以下のとおりです。**期間ごとに次の事項を重点的に取り組みましょう！

## ●準備期間（４月１日～４月30日）

▶**暑さ指数（WBGT値）の把握の準備：**JIS Z 8504又はJIS B 7922 に適合した（暑さ指数）測定器を準備しましょう。

▶**作業計画の策定等：**暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。

▶**設備対策の検討：**簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワーなどにより、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。

▶**休憩場所の確保の検討：**作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。

▶**服装等の検討：**通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。

▶**教育研修の実施：**熱中症の防止対策について教育を行いましょう。

▶**熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立：**熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。

## ●キャンペーン期間（５月１日～９月30日）

▶**暑さ指数（WBGT値）の把握：**JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。
準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策をとりましょう。

▶**暑さ指数を下げるための設備の設置、休憩場所の整備及び涼しい服装等**

▶**作業時間の短縮：**暑さ指数が高いときは、作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。

▶**熱への順化：**暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、１週間程度かけて徐々に身体を慣らしていきましょう。

▶**水分・塩分の摂取：**のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分をとりましょう。

▶**健康診断結果に基づく措置：**①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。

▶**日常の健康管理等：**睡眠不足や前日の飲みすぎはないか、また当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。

▶**労働者の健康状態の確認：**作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

▶**異常時の措置：**あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、少しでも異変を感じたらすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。

▶**熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。**

□暑さ指数の低減対策は実施されているか
□各労働者が暑さに慣れているか
□各労働者の体調は問題ないか
□作業の中止や中断をさせなくてよいか
□各労働者は水分や塩分をきちんととっているか

## ●重点取組期間（７月１日～８月31日）長野労働局では独自に８月も重点取組期間とします。

▶**暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。**

▶**特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。**

▶**水分、塩分を積極的にとりましょう。**

▶**各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意しましょう。また、当日の朝食はきちんととりましょう。**

▶**期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。**

▶**異常を認めたときは、ためらうことなく救急車を呼びましょう。**

**お問い合わせは、長野労働局労働基準部健康安全課または管下労働基準監督署までお願いします。**

# 長期成長保証「つなぐ」

最長7年一括返済も可能な長期安定資金により、中小企業の皆さまのさらなる事業の成長・発展を応援します。

| 概　　要 | |
|---|---|
| ご　利　用<br>いただける方 | 直近決算において次の（1）または（2）のいずれか1項目および（3）または（4）のいずれか1項目を満たす方<br>（1）自己資本比率が15%以上<br>（2）純資産倍率が1.5倍以上<br>（3）使用総資本事業利益率が5%以上<br>（4）インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上 |
| 保 証 金 額 | 1億円以内 |
| 保 証 期 間 | 2年以上7年以内 |
| 返 済 方 法 | 一括返済または分割返済 |
| 信用保証料 | 年0.35%～1.80%<br>※通常より0.10%低い保証料率でご利用いただけます |
| 貸 付 利 率 | 金融機関所定の利率 |
| 連帯保証人 | 原則として法人の代表者を除き不要 |
| 担　　保 | 必要に応じてご相談 |
| 添 付 書 類 | 所定の申込書類の他、「申込人資格要件等確認書」<br>※書式は当協会ホームページ（金融機関専用書式ダウンロードページ）に掲載しています |
| そ　の　他 | 申込人に対しこの保証による融資を行う金融機関は次の項目を満たすこと<br>（1）申込人と与信取引が3年以上あること<br>（2）申込人の直近の決算時点における金融機関からの借入金残高に対し、3割以上の残高を占める融資を行っていること |

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。

中小企業のグッドパートナー＆ベストサポーター
**長野県信用保証協会**
〒380-0838 長野市南長野県町597-5

ホームページ　https://www.nagano-cgc.or.jp
E-mail　hosyo@nagano-cgc.or.jp
0120-34-7680

---

ながの共済
傷害共済

## 経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

# 経営者傷害共済

## （傷害共済K型）

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから!

ケガによる **死亡補償**

**2,000**※**万円**

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

継続は85歳まで!

●24時間補償　●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
●法人で負担した共済掛金は損金計上可能

ながの共済
**長野県福祉共済協同組合**
〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階
**0120-86-9431**

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階　TEL.026(269)0885
【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階　TEL.0268(24)1789
【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階　TEL.0263(33)0510
【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル パレス1階　TEL.0266(78)4033
【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階　TEL.0265(24)7099

# 経営者・役員・従業員とそのご家族の安心の保障を準備するために中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命

## 従業員のための退職金準備に
## 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社

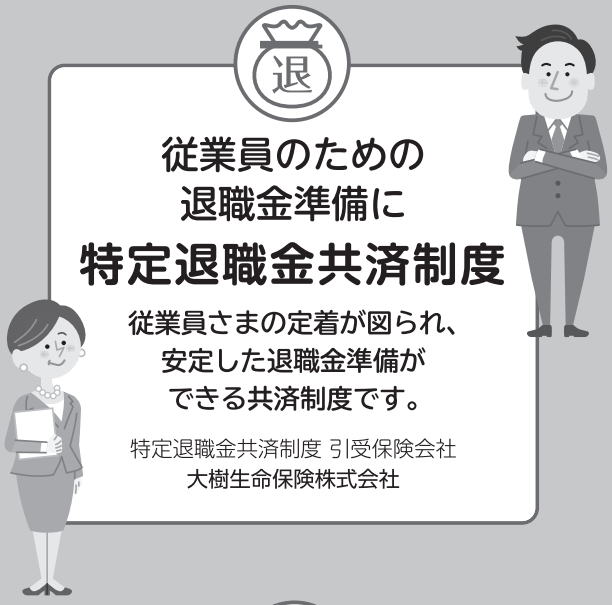

## 経営者・従業員のための万一の保障
## 団体扱生命保険

**団体扱**＊（月払）**の場合、**
**一般扱**（口座振替扱月払等）**で**
**ご契約いただくよりも、**
**保険料が割安になります！**

**オーナーズプラン**
経営者の
各種リスクマネジメントのために

**パートナーズプラン**
役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート

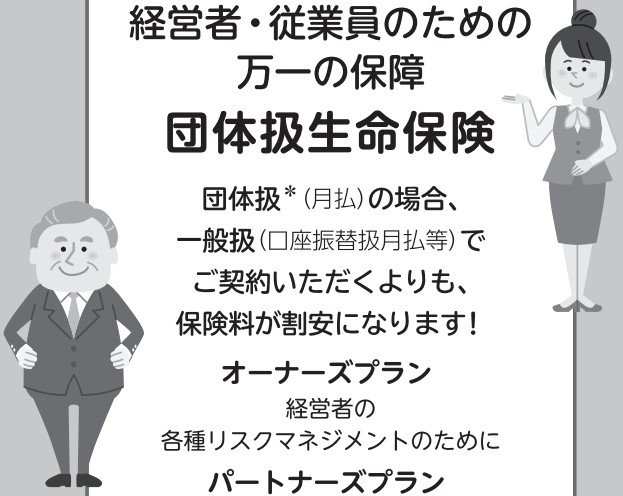

## 業務上の災害への備えに
## 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社

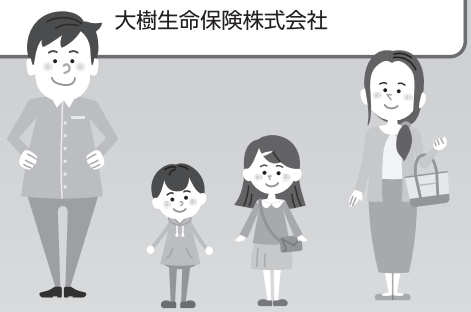

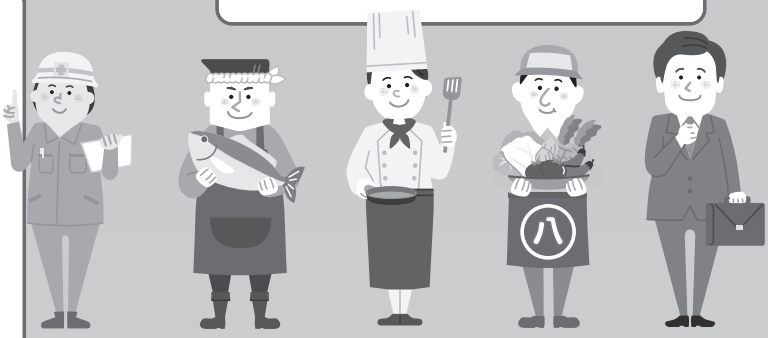

＊ 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」「ご契約のしおり一約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程（規約・規則）」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。


**大樹生命保険株式会社　松本支社**

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F TEL：0263-34-3585
https://www.taiju-life.co.jp/

長野営業部 026-226-2820　松本営業部 0263-35-8519　飯田営業部 0265-24-4980
諏訪営業部 0266-52-1356　あづみ野営業部 0263-84-0256　東御営業部 0268-64-5413
上田営業部 0268-24-2755　佐久営業部 0267-62-0358


2019年4月1日より、三井生命は大樹生命に社名を変更しました。


大樹-KB-2019-159（損保）B-2019-45（2019.4）
B-2019-1049（2019.4）使用期限 2020.3.31

# 令和元年度　長野県中小企業団体中央会
# 通常総代会開催のお知らせ

日時　令和元年５月23日（木）午後２時
場所　長野市「ホテルメトロポリタン長野」

第１号議案　平成30年度事業報告承認について
第２号議案　平成30年度収支決算並びに剰余金処分（案）承認について
―　監　査　報　告　―
第３号議案　令和元年度事業計画（案）決定について
第４号議案　令和元年度収支予算（案）決定について
第５号議案　令和元年度会費賦課基準（案）決定について
第６号議案　会長等役員の補充選任について
第７号議案　その他特別に議する事項について

報告事項　　顧問及び参与推戴報告について

※午後１時30分より長野県中小企業団体政治連盟報告会を開催いたします。
理事・総代の皆様には併せてご出席いただきますようお願いいたします。

# 自動車税納期内納付促進キャンペーン
# 「済ませてね！ 忘れず早めに 自動車税」

**自動車税の納期限は５月31日(金)です！**

納税通知書は５月中旬にお手元に届きますので、早めに納付しましょう。
金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、県税事務所の窓口及びペイジー、クレジットカードで納付できます。

長野県・県税事務所

お問合せ先　長野県総務部税務課　TEL 026-235-7051
特設ページURL：https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/31jizeinoutu.html

☆働きやすい職場環境づくり
「**企業の社会的責任**（ＣＳＲ）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と**人権教育の推進**」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
**“あなたにもできる。**
**ライフスタイルの見直しで、**
**１人１日１kg の $CO_2$ 削減”**

簡単管理　全額非課税　掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用
中小企業退職金共済制度
「中退共」で検索!
http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/
(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL(03)6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に
月刊 中小企業レポート
MONTHLY REPORT
2019 5 No.510
第510号　令和元年５月10日発行
購読料年間 3,000 円（消費税・送料込み）
発行人　佐々木正孝
発行所　長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内４F
TEL.026-228-1171
印刷所　カシヨ株式会社

月刊中小企業レポート　五月号
令和元年5月10日発行（毎月10日発行）　通巻510号
発行人　佐々木　正孝
発行所　長野県中小企業団体中央会

# 商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

## 01. 全国ネットワーク支援

**全国ネットワークで、企業間の連携をサポート。**

47都道府県に広がる店舗網や、7万社以上のお客さまとのリレーションを活かし、商工中金はビジネスマッチングや事業承継・M&Aなど、企業の縁結びをサポートします。

## 02. 組合支援

**中小企業組合の活動を、情報と金融でサポート。**

個々の企業では解決しきれないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、組合運営のフォローや情報提供、ご融資まで、組合活動を継続的にサポートします。

## 03. 海外展開支援

**海外進出を、情報と金融で継続的にサポート。**

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かし、商工中金はお客さまの海外進出検討段階から現地での事業拡大ニーズまで、幅広くサポートします。

**長野支店**　〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11　TEL:026(234)0145
**諏訪支店**　〒392-0026 諏訪市大手1-14-6　TEL:0266(52)6600
**松本支店**　〒390-0811 松本市中央2-1-27　TEL:0263(35)6211

人を思う。未来を思う。
商工中金